

1. 件 名：原子力発電所構内における医療体制について

2. 日 時：令和2年2月25日 13:30～15:00

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者

原子力規制庁

緊急事案対策室 児玉企画調整官、前澤専門職、岡村係長

放射線防護企画課 田中企画官、平瀬専門職

厚生労働省

労働基準局安全衛生部労働衛生課電離放射線労働者健康対策室 係長

日本原子力発電株式会社 総務室 課長

東京電力ホールディングス株式会社

原子力安全・統括部 原子力保健安全センター 所長 他1名

中国電力株式会社

電源事業本部 放射線安全グループ マネージャー 他1名

原子力エネルギー協議会 副長 他1名

5. 要 旨

原子力エネルギー協議会より、原子力災害時における原子力発電所内の医療体制の整備について、次回原子力災害対策中央連絡会議に向けた検討状況と会議での説明内容案について、資料に基づき説明があった。

・原子力事業者の目標ステップとして以下を考えている

短期的対応:2020年度末までに各発電所の受け入れ体制を確立

中期的対応:2021年度より拡充体制の整備(長期間体制の検討など)

長期的対応:継続的に取り組む事項(複数発電所同時発災対応など)

・対応スキームとして、施設敷地緊急事態から24時間以内に発電所医務室等へ到着。一ヶ月程度までは交替での要員配置を考えている

・オンサイト医療の実効性確保・継続的改善に向け、被ばく医療に係る専門家等で構成する会議体の設置を考えている

原子力規制庁より以下を伝えた。

・原子力災害時における各関係機関との連携について、発災事業者からの連絡先はオフサイトセンターだけではなくERCも考慮すること

・対応スキームについて、医療従事者の安全を確保する観点から、派遣される医療従事者が活動できる放射線防護上の線量基準を明確にし、各発電所の医務室の耐震性や放射線防護設備なども考慮すべきではないか

- ・ 医療従事者の派遣先として発電所医務室だけでなく、原子力事業所
災害対策支援拠点への派遣も検討すべきではないか
原子力エネルギー協議会より、継続して検討し、次回の原子力災害対
策中央連絡会議前に再度説明するとの回答があった。

6. その他

配布資料：資料1 中央連絡会議における原子力災害時 オンサイト医療
に関する説明内容（原子力エネルギー協議会）